

元就と輝元—元就の孫育て—

九州大学大学院特別研究者 光成準治

1 隆元死没以前の元就と輝元

- ・輝元誕生：天文 22（1553）1. 22

史料①「藩中諸家古文書纂」10（岩国徴古館）

如仰尾崎男児誕生候、大慶二候、就其頓御使者御懇之至候、吉事重々以面可申承候、恐々謹言

正月廿五日 元就（花押）

吉川殿 御返報

- ・紐直しの儀式（幼児が着物の付紐を取り、初めて帯を結ぶ儀式）に際して、元就（「ちいさま」）から帯を拝領することについて、父隆元が祝いを述べたもの。

史料②『毛利家文書』604

そのひもなおしのこと、申上せ候、ちいさまへ申候て、御おひ御給ひ候する事、めてたかるへく候、くハしくかもしへ申しまいらせ候まいらせ候、めてたく御さうまち申候まち申候、恐々謹言

十一月十三日 たか元（花押）

かうつるとのまいる

申給へ

※「かうつる（幸鶴）」：輝元の幼名

- ・元就从輝元母（隆元妻）へ宛てた書状

史料③『毛利家文書』598

さしたる御事候ハねとも、よきひんきにて候まゝ、一ふて申上まいらせ候、そこもところつる何事候ハぬよし、めてたくこそ候へ候へ、ここもともことなる事なく候ほとに、御心やすくおほしめさるへく候、はるハとくとくかいちん候て申まいらせ候へく候、よろつたもん申さるへく候、又々かしく

※弘治 3（1557）カ。

- ・弘治 3 年頃の元就の構想

史料④『毛利家文書』410

一、兎二角二、佐東之事ハ、当家隠居分たるへく候たるへく候、然間、まるめ候て置度事にて候事にて候、幸鶴代にハ御方可被仰付候、此以後者、弥人の心持者次第次第にわるく成乱候する間、幸鶴代などにも、御方人数之五百も六百も御持候而、悪心僻事之者をハ、幸鶴にあてつけず、可被究躰にめされ候する事、肝心眼たるへく候たるへく候、折節心静候て、筆むき候之間、内々存事少々申まで候、且おかしく被思召候ハんと存候存候、かしく

⇒隆元に宛てたもの。元就と同様に、隆元も壮年で毛利家の家督を輝元に譲り、元就隠居領（安芸国佐東地域）を継承して、領国全体を統括させる計画。

2 隆元の死没

・隆元の死没：永禄6（1563）8.4

史料⑤『毛利家文書』564

猶々、先度鱈進之候付而、御懇承候、快然候快然候
追而御状拜見候、為御音信、御樽肴送給候、誠祝着之至候、御懇之次第候次第
候、某許無何事御座由、尤目出候、爰元又無異儀候、可御心安候、猶吉事重畳
可申承候、恐々謹言

後極月十日 元就（花押）

幸鶴殿まいる御返事

※永禄6年のもの。元就は尼子氏攻めを継続中。

○隆元死没に伴い、幸鶴は家督をすぐに相続したのか？

- ・幸鶴発給文書は、永禄6年閏12月26日付け棚守房頭宛書状が初出。
- ・宛行状、官途状の発給はない。
- ・加冠状には花押が据えられていない。
- ・興禅寺住持職の継承承認の事例

史料⑥「防長寺社証文」山口妙寿寺（『萩藩閩閩録』）

以国司助六条々蒙仰之通、令承知候、仍策雲不慮御遠行候、就其後住之儀、任
契約之旨、当寺家并末寺等如前々、無相違可有御裁判候、於我等少も無別儀候、
何も元就於御開陣者、逆も令談合、一紙雖可申入候、先々如此候、恐々謹言

六月廿五日 幸鶴（花押）

揚首座

- ・元就が出陣中のためすぐに公的な安堵状類を発給できないという特殊事情があったため、臨時的に幸鶴から花押を据えた書状を発給して、興禅寺からの申請に応えたもの。

史料⑦「長府毛利家文書」（『山口県史』史料編中世4）

貴寺之事、対元楊首座可被讓申之由候、於我等聊不可有疎略候、幸鶴丸可申聞候、可御心安候、猶隆景并刑部太輔可申候、恐惶謹言

六月四日 元就（花押）

策雲 参 足下

- ・史料⑥が元就の指示に基づき作成されたという経緯を示すもの。

史料⑧「長府毛利家文書」（『山口県史』史料編中世4）

龍東堂被拘置候寺家事、無相違可進置之由、対幸鶴可申聞候、并我等事、聊無別儀候、全可有御知行候、仍一行如件

永禄七年八月廿八日 元就（花押）

興禅寺楊首座

- ・帰国後、元就は安堵状を発給して、幸鶴の行った臨時的措置に正式な効力を付与した。
- 形式的な当主は幸鶴だったものの、当主としての実質的な権限は認められていなかった。元就も当主に復帰したわけではなく、幸鶴が成人するまでの当主代行的な位置づけ。

○幸鶴発給文書の事例

史料⑨『萩藩閥閥録』遺漏

返々ふさたくちをしく存候、鳥もちの事たのミまいらせ候、又々かしく一筆申まいらせ候、ちかきほとハ文さへまいらせ候ハす候、くちをしくおもひまいらせ候、御ミさまの御き、なにとおわまし候や、うけ給■■存候、又申候、御むつかしき事にて候へ共、鳥もち候ハ、ちとちと給候ハ、目出度存候、又々かしく

「才鶴丸 幸鶴丸」

・幸鶴が近習福原就理に発したもの。

●元服前の幸鶴の養育は母尾崎局、乳母、側近らに委ねられ、元就から幸鶴に対する直接的な指導はみられない。幸鶴期の輝元はある程度自由に育っていった。

3 輝元の元服

史料⑩『毛利家文書』602

又申まいらせ候、おさきへおりおり御出よし、ひとひうけ給候つる、おさきにもさやうにおほしめし候ハ、しかるへくこそ候へ候へ、我々事、さいさい文なり共御まいらせ候はんするを、こゝもとこくちあつかひハかりにてふさた申候、くちおしく候、御心急候て給へく候、こうつるいよいよせいしん候ハんと、何より何よりめてたく、月ほしとこれのミ思ひまち入候ハかりにて候ハかりにて候、中々申すもおろかに候、申におよひ候ハねとも、何事も何事も、きふんらしく、すしめらしく候やうに、ないないよいよかもし御いけんかんえうに候かんえうに候、さた、京よりの御つかひ、ちかちかくたられ候するまゝ、けんふく共候するまゝ、はやはやおとこになり候するまゝ、我々大けいまんそくに候、めてたく又々かしく

⇒元就が継室中ノ丸に宛てた書状。「かもし」：尾崎局（輝元母）や中ノ丸らが中心になって元服の準備が進められた。

・元就が尼子氏攻めに在陣中の永禄8年（1565）2月、幸鶴元服。

史料⑪『毛利家文書』319

御元服、誠千秋万歳候、我等満足此事候、仍太刀一振、刀一腰、馬一疋進之候、長久表御祝儀計候、帰陣之時、弥吉事可申候、猶宮鶴可申候、恐々謹言

二月十六日 元就（花押）

少輔太郎殿 進之候

・元服後も元就が最終決定権を持っていた。

史料⑫「鰐淵寺文書」（『大社町史』史料編古代・中世）

和多坊為愁訴、爰許被罷下候、就其、御状令拝見候、然間、朝山・粟津之内両寺、大草之内天満分・白鹿常福寺之事、御同心候而可然存候、何篇御引合肝要候、彼是被申一通等、認遣之候、可有御判候、猶直可被申候間、閣筆候、恐々謹言

八月五日 元就（花押）

輝元 御返事

- ・元就が永禄 10 年（1567）、赤川元保（隆元側近奉行人）を誅伐するより少し前の時点における元就の輝元に対する評価。

史料⑬『毛利家文書』548

一、元就事、隆元候つる時者、世上之おそれもすくなく候て罷居候ツる、於于今者、如此之いこん仁など候て、身ニ成候ものゝ一人も候ハて、輝元ハ若年二候、一円用心などの心も候ハて、年寄候てたゝ一人かさなとに居候ハん事、ひとへにひとへに大事と存候存候、隆元などさへ、かやう二色をたて用心なと仕候者を、知らからをき候事ハ、自然自然の用心も氣遣にて候間、いそき度よし申候ツる、只今我等事ひとへに大事存候、殊更今比ハてツほうなとゝ申事候て、世上ニも不慮之事のミ候之間、無油断身上候身上候、今日不思議なる事にてこそ候へ、これ又よくよく物かたり可申候、かしく

- 元服によって、輝元は形式的には毛利氏の当主となったが、当主としての権限を全面的に移行できるだけの能力ははまだ輝元に備わっておらず、元就が実質的に当主権限を担わなければならない状況。

4 二頭政治体制

- ・年老いた元就にとって、輝元に当主として相応しい能力を身に付けさせること、家臣団に対して輝元を名実ともに当主として認識させることが急務。

⇒早期に輝元を中心とした領国経営に転換する必要。

- 当面は二頭政治体制

○輝元の元服後から元就死没時までの間に毛利氏が発給した安堵状・宛行状類を分類。

A 元就・輝元連署：62 通

B 元就単独：32 通

C 輝元単独：74 通

- ・ A の初出は永禄 9 年（1566）8 月。

- ・ それ以前の発給状況をみると、B 12 通、C 10 通。

⇒輝元の元服後から元就死没時までの間全体では、C が B の倍以上あるが、永禄 9 年 8 月以前においては、B の方が多い。

- ・ A の初出後のものは、B 20 通、C 64 通。B は減少し、C は増加している。。

- ・ A について、元就と輝元の署判位置をみると、輝元が日下（日付の下）、元就が奥に署判。

⇒形式的には輝元が当主として扱われていたことを示す。

○A について

- ・ C のうち、先行する安堵状・宛行状類が元就発給のものは皆無。

⇒元就固有の権限まで輝元へ委譲されたとはいえない。

- ・ B のうち、先行する安堵状・宛行状類が隆元単独発給のものは皆無。

⇒隆元の有していた権限は完全に輝元が行使できるようになった。

- ・ 先行する安堵状・宛行状類なし：輝元発給 17 通、元就発給 8 通。

⇒B と C の割合を考慮すると、元就の権限が大きく縮小したとはいえない。

5 元就の隠居願望

史料⑭『毛利家文書』640

一、元就進退付而申儀候、其趣者、此間我等よし田へ罷歸候者、大小事世上しらすにてきうそく仕候てあるへく候、此段を者分別候へ、そうへツの儀者、輝元廿にも成、分別候する間之事、又元就いきはのかよひ候はん間之儀者、何事も何事も輝元同前二異見かいしやくをも可申事にて候、第一隆元二届にて候ほとにと存置候へとも、我等年至極候と申、結句病氣之事候間、心得分候へと申聞せ候、然処二、輝元申事、近比おもひの外なる元就存分候、なさけなく候、すてに隆元事ハ四十までさへ元就によるつまかせられたる事候、只今十五二こそやうやう罷成候事候処、御存知あるまじきとの事ハ、無申事候、然共それもくるしからず候、輝元、毛利ニてあるましく候、何かたに成共、もと就御入候する所へ罷越候てあるへきまでにて候までにて候、佐東へならばさとう、たちいへならばたちい、もと就御座候する所ニあるへきまでにて候、あまりニあまりニなさけなくくちおしき儀ニ候よし、にかにかしく申候、如此候時者、我等心安あなねミしてゐ候ハんと申候へ者、てる元と我等きせツニも罷成、隆元にの届もなく候、さてさて仕かねおろしかねたる事候、此年ニ罷成候ても、進退すてかね候て、氣つかい仕候仕候

・永禄 10 年に比定される元就書状。

・元就は政務からの引退を希望。

⇒輝元は元就の隠居に強く抵抗して、元就が隠居を強行した場合、自分も隠居所まで付いていくと主張。

⇒元就が隠居してすべての権限を委譲されたとしても、輝元には毛利氏領国の運営は困難。

史料⑮『毛利家文書』766

年内、従上被仰聞候儀、于今不相定候、我々存分にハ、とかく上之御存候ハてハにて候、其分なく候へは、只今より家之儀ハ、礎長久あるましく候、なんかも可申上候、於此儀者、はたととはたと御分別候様、御隙すき、少度申上候てくれへく候、くりかえしくりかえしこの儀せひ御分別候様申なし、一えにたのミ入候、於我々者、諸事一へんに、上御同前と存覚悟候、へち儀存ましく候、於其段者、こゝろへ候、此神文上申度候、さりなから、いまた我々おは、御うたかいと見へ申候条、先上申さす候、何も以面具申聞へく候、此分申候もおろかにて候、其方までの内存にて候、いくたひ申候ても、御分別候様申へく候、頼入候頼入候、かしく

八日 輝元（花押）

・元就の隠居は毛利氏の滅亡につながるなので隠居を取りやめてほしい。輝元は政務すべてについて元就の意見に従う。

⇒結局、元就は隠居を断念したが、永禄 10 年には 71 歳に達していた元就にとって、自らの死没後においても毛利氏領国を安定させるために、輝元が一人でその責任を負う力量がいまだ備わっていない以上、それに代わる体制を考えておく必要。

6 御四人体制

・吉川元春・小早川隆景・福原貞俊・口羽通良の4人が輝元を補佐する体制。

史料⑩『萩藩閥閥録』

- 一、我等あつかひの事ハ、としもつもり候と申、けつくやまひもつき候間、いよいよならさる事にて候事にて候、此段申におよはず候
 - 一、如此候時ハ、家のあつかひの事、ないない申候三人にてあるへく候、然処貞俊之事、しかしか其うけかいも御入候ハす候、近比きよなくせうし存候存候、彼両人之事者、取あつかいたるへく候処、ちとちとましり物候ハてハ大ニ不可然候、此ましり物には、貞俊ならてハへちニハたれやのものにてあるへく候や、輝元廿ニ成候するまでハ、はたとはたと身をなき物に御取あつかい候て、給候ハてハかなわさる事にて候事にて候、惣別隆景・元春などこそ、爰元などにてハ物をも談合候へ共、これハ他家のものにて候間、福などこそ分別者あるへく候へ、よなる衆ハ以外きらひたるへく候、隆元などゐ候時こそ、ないきの儀共内談仕候つれ、今ハ輝元事さ様分別もあるましく候間、是又一ゑんの事たるへしたるへし
 - 一、かせいゑ数年のゆミや、誠各辛勞ちそうにて如此成行とハ申なから、下くち此くち共ニ、我等かい分しんらうかくこをも仕候て如此成たち候、隆景・元春兩人事よし田けちうの者よりも、兩人衆しんらうちうせつ仕候而、かやうニしたてたる事にて候、然処只今うちすたり人々の物に成候ハん事ハ無曲儀候、輝元事せめて廿にも成候ハ、本望たるへく候へ共、十四五之事ニ候へは不能申候、何事もか事も人まかせたるへく候
 - 一、此時者、せひ共ニせひ共ニ輝元廿成候するまでハ、貞俊ましり物ニ御成候て給候ハてハ、かなわさる事までにて候までにて候までにて候、さ候ハすハ、まことにほしきまゝの事にて、正義者あるましく候と存候存候
(中略)
 - 一、何篇彼存分、又依此返事、悴家之儀、輝元進退之儀、重疊可内談申候申候、此等之趣其方申分かたく候、しつかにしつかに物かたり可申候、かしく
- ・永禄10年に比定される元就書状。

○なぜ、御四人体制が導入されたのか？

- ・若年の輝元がすべてに人任せで政務に関与しようとしないうことを危惧(隆元と異なり、輝元は元就に相談しない)。
- ・輝元を取り巻く奉行衆による専横が、毛利氏の混乱・分裂状態を招き、領国が崩壊することを懸念。

おわりに

・元就は元亀2(1571)6.14死没。

⇒輝元は名実ともに毛利氏の当主となったが、元就によって導入された「御四人」を中心とした領国運営が続き、輝元は自立できなかつた。

・元就の輝元への教育については「折檻」のイメージが強いが、領国の安定を優先した結果、自立を阻害してしまった。